

奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員三人以内で組織する。

2 委員は、再生可能エネルギー、防災対策等に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

（任期）

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は、地域振興部エネルギー政策課長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致をもって決する。

（庶務）

第六条 委員会の庶務は、地域振興部エネルギー政策課において処理する。

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。